平成２７年（フ）第４号
千葉県旭市三川4105番地５　１棟404号室
債務者　大久保和代
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1214番地　寺前住宅８号
債務者　山口伊三郎
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道帯広市東６条南22丁目２番地14
債務者　佐々木利浩
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
盛岡市上堂３丁目６番１号　アーバンビレッジ101号
債務者　田口　康男
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４１号
盛岡市本町通３丁目８番９―505号
債務者　上野　博司
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地28―105
債務者　仲　美智代
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
奈良県吉野郡下市町大字新住429番地
債務者　宮阪　真人
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第３号
香川県三豊市高瀬町下勝間2584番地11　ウィングハイツ202
債務者　伊瀬　康二
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第４９６号
埼玉県所沢市小手指町５丁目13番地の34　グリーンパーク小手指３―103
債務者　福岡すみ子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８３号
千葉県松戸市高塚新田518番地の７　梨香台団地５棟406号室
債務者　高橋　正孝
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０１号
千葉県松戸市新松戸南２丁目123番地の６　ジュネスハイツＣ―101号
債務者　岩本　浩明
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区14棟203号
債務者　湯浅　榮一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
千葉県松戸市馬橋2812番地の３　プチキャッスル102号
債務者　隈元　きみ
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７４３号
宮城県岩沼市たけくま１丁目32番21号　レガートＫ　Ａ―101
債務者　田村啓太郎
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
宮城県多賀城市桜木２丁目７番56号　サンシティコスモス205号
債務者　大竹　優也
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
茨城県日立市台原町２丁目17番３号
債務者　会沢　和実
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４３３号
新潟市東区中興野３番14号　ＭハイツⅡ101号
債務者　樋口　由菜
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部